

○西脇市立学校施設目的外利用条例

平成17年10月1日条例第150号

西脇市立学校施設目的外利用条例

(趣旨)

第1条 西脇市立学校施設の目的外利用については、他の法令の規定によるほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において「学校施設」とは、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の管理に属する学校の建物その他工作物及び土地（学校のために賃借権及び使用貸借による権利が設定されているものを含む。）をいう。

(利用時間)

第3条 この条例を適用する利用時間は、学校が利用する場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 西脇市学校管理規則（平成17年西脇市教育委員会規則第16号）第3条第1項から第3項までに定める休業日 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 平日 午後5時から午後9時30分まで

(利用許可)

第4条 学校施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該校園長の承認を得て、教育委員会に申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、校庭の利用については、教育委員会規則の定めるところにより、当該校園長に専決させることができる。

(利用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）又は社会教育法（昭和24年法律第207号）に反する目的に利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (5) 株主総会又は営業組合の会合に類するとき。
- (6) 遊宴に類するとき。
- (7) 有料の諸会合のために利用するとき。ただし、公益を目的とする場合を除く。
- (8) 法令で定める以外の選挙運動に関するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において教育上支障があると認めたとき。

(使用料)

第6条 利用者は、その利用区分に従い、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方公共団体又は公共的団体が公の目的で利用するとき。
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第8条 使用料は、前納とし、既納の使用料は、還付しない。ただし、第10条第1項第2号により許可を取り消したとき又は不可抗力により利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 利用者は、教育委員会の許可を得て必要な設備をすることができる。

2 教育委員会において必要と認めるときは、利用者に対し必要な設備を設けさせ、又は設備の変更を命ずることができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 教育委員会又は当該学校において利用の必要が生じたとき。
- (3) この条例又は教育委員会若しくは校園長の指示に違反したとき。
- (4) 許可を得ずに利用目的を変更したとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって、利用者に不利益又は損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、学校施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第12条 利用者は、その責めに帰すべき理由により建物又は附属施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西脇市立学校施設目的外使用条例（昭和30年西脇市条例第3号）又は学校施設、設備等の使用に関する条例（平成元年黒田庄町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第6条関係）

(単位 円)

区分	利用者	使用料		
		午前9時から 昼間 午後5時まで	午後5時から 夜間 午後9時30分 まで	午前9時から 昼夜間 午後9時30分 まで
体育館	市内居 住者	3,300	4,950	8,250
	市外居 住者	4,950	7,480	12,430
教室 (1室につき)	市内居 住者	880	1,320	2,200
	市外居 住者	1,320	1,980	3,300
校庭	市内居 住者	1,100	1,100	2,200
	市外居 住者	1,650	1,650	3,300

(注) 光熱水費の利用が著しい場合は、別に実費を徴収する。

○西脇市立学校施設目的外利用条例施行規則

平成17年10月1日教育委員会規則第17号

改正

平成25年3月5日教委規則第1号

西脇市立学校施設目的外利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市立学校施設目的外利用条例（平成17年西脇市条例第150号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により、学校施設の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校施設利用許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により利用予定日の7日前までに当該校園長を経て、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。利用目的を変更しようとするときも、同様とする。

2 利用目的について法令上別に手続を要するものがあるときは、その手続を了したことを証するものの写しを申請書に添付しなければならない。

(利用許可)

第3条 教育委員会は、提出された申請書を審査して、支障がないと認めたときは、学校施設利用許可書（別記様式）を当該申請者に交付するものとする。

2 利用者がスポーツをすることを目的とする者で、利用が1日以内の場合は、当該校園長において利用許可を与えることができる。

(使用料の納入)

第4条 利用者が利用の許可を受けたときは、使用料納付書により指定金融機関に使用料を納付しなければならない。

(実費弁償)

第5条 利用者が学校施設の利用中に電力電灯、市外通話その他消耗品を利用した場合において、それらの利用が次の量を超過したときは、利用者は、利用した実費の料金を利用後、直ちに、校園長を通じて教育委員会に納付しなければならない。

(1) 電力電灯の利用が1時間につき15キロワットを超過したときは、超過量に対する利用の実費

(2) 市外通話は、利用の都度、規定の通話料金

(3) 消耗品は、利用の都度、使用物品の実費

(禁止行為)

第6条 利用者は、学校施設利用中、次の各号のいずれかに該当するものを立ち入らせてはならない。

- (1) 感染症患者
- (2) 泥酔者
- (3) 凶器劇薬その他危険物を携帯するもの
- (4) その他教育委員会において不相当と認めるもの

2 利用者が前項に違反したときは、教育委員会又は校園長は、利用者に利用停止を命ずることができる。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をし、火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく、施設内外に、はり紙、くぎ打ちその他の設備をしないこと。
- (3) 建物、附属設備、備品等を汚損、損傷又は亡失しないこと。
- (4) 利用後は、附属設備、備品等を所定の場所へ返納し、清掃、火気点検、消灯及び施錠に万全を期すこと。
- (5) 許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用権を他に譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 建物、附属設備、備品等を汚損損傷又は亡失したときは、速やかに、教育委員会又は校園長に届けなければならないこと。

2 前項各号の事項を遵守しない場合は、その後の利用を許可しない。

(原状回復の点検)

第8条 利用者は、条例第11条の規定により、原状に回復したときは、速やかに校園長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(指示)

第9条 利用を許可した学校施設の校園長は、利用者に対して施設利用について必要事項を指示しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西脇市立学校施設目的外使用条例施行規則（昭和30年西脇市教育委員会規則第2号）又は学校施設、設備等の利用規程（平成元年黒田庄町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月5日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

学校施設利用許可申請書

利用目的	
利用学校名及び場所 西脇市立	利用期間及び日時 年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで
利用方法	入場見込人員
会場管理方法	会場火気取締責任者氏名
入場料徴収の有無	1人当たりの入場料
特別設備の有無及び設備の内容	
学校施設使用料 円	使用料の減免理由 西脇市立学校施設目的外利用条例第7条第1号・第2号により減免する。
備考	西脇市立学校施設目的外利用条例及び同施行規則を守りますから、上記のとおり利用を許可くださるようお願いいたします。なお、暴力団の活動又は暴力団の利益につながる利用ではありません。 年 月 日
許可内容 (許可年月日) 年 月 日 (許可番号) 第 号 (許可条件等)	住 所 代表責任者氏名 ⑩ 電 話 番 号 () 西脇市教育委員会 様
	このことは、学校教育に支障がないので、進達します。 年 月 日 西脇市立 長 ⑩

-----キ---リ---ト---リ---線-----

学校施設利用許可書

許可番号第 号	
様	
年 月 日	付付けで申請のあった西脇市立 の利用は、 年 月 日から 年 月 日まで 日間、次の条件を付けて許可します。
年 月 日	
西脇市教育委員会 ⑩	
条 件	1 利用後は、学校教育に支障のないように整理してください。 2 3

■ R4 年間行事予定(作成:2022/3/28改訂)

月	日	曜	行事予定
4	1	金	春季休業日(~6日)
4	2	土	
4	3	日	
4	4	月	
4	5	火	
4	6	水	
4	7	木	始業式・着任式/入学式準備
4	8	金	入学式
4	9	土	
4	10	日	
4	11	月	離任式 給食開始(2年生以上)
4	12	火	
4	13	水	
4	14	木	
4	15	金	
4	16	土	
4	17	日	
4	18	月	給食開始(1年生)
4	19	火	全国学力学習状況調査(6年) 市内統一学力調査(3~5年)
4	20	水	委員会活動 歯科検診AM
4	21	木	家庭訪問①
4	22	金	家庭訪問②
4	23	土	
4	24	日	
4	25	月	家庭訪問③
4	26	火	家庭訪問④
4	27	水	
4	28	木	
4	29	金	(昭和の日)参観日/PTA総会/引き渡し訓練
4	30	土	
5	1	日	
5	2	月	振替休業日
5	3	火	(憲法記念の日)
5	4	水	(みどりの日)
5	5	木	(こどもの日)
5	6	金	春の遠足(弁当)
5	7	土	
5	8	日	
5	9	月	
5	10	火	
5	11	水	
5	12	木	
5	13	金	
5	14	土	
5	15	日	
5	16	月	
5	17	火	
5	18	水	自然学校①
5	19	木	自然学校②
5	20	金	自然学校③
5	21	土	自然学校④
5	22	日	自然学校⑤
5	23	月	5年生代休
5	24	火	5年生代休
5	25	水	
5	26	木	
5	27	金	
5	28	土	
5	29	日	
5	30	月	
5	31	火	
6	1	水	
6	2	木	
6	3	金	参観日 学級懇談
6	4	土	
6	5	日	
6	6	月	
6	7	火	
6	8	水	
6	9	木	
6	10	金	
6	11	土	
6	12	日	
6	13	月	
6	14	火	
6	15	水	
6	16	木	
6	17	金	
6	18	土	
6	19	日	
6	20	月	
6	21	火	プール開き
6	22	水	
6	23	木	
6	24	金	
6	25	土	
6	26	日	
6	27	月	
6	28	火	
6	29	水	
6	30	木	

月	日	曜	行事予定
7	1	金	
7	2	土	
7	3	日	
7	4	月	
7	5	火	
7	6	水	
7	7	木	個別懇談①
7	8	金	個別懇談②
7	9	土	
7	10	日	
7	11	月	個別懇談③
7	12	火	個別懇談④
7	13	水	
7	14	木	
7	15	金	
7	16	土	
7	17	日	
7	18	月	(海の日)
7	19	火	
7	20	水	給食最終日
7	21	木	終業式
7	22	金	夏季休業日(~8/31)
7	23	土	
7	24	日	
7	25	月	
7	26	火	
7	27	水	
7	28	木	
7	29	金	
7	30	土	
7	31	日	
8	1	月	
8	2	火	
8	3	水	
8	4	木	
8	5	金	
8	6	土	
8	7	日	
8	8	月	
8	9	火	
8	10	水	
8	11	木	(山の日)
8	12	金	
8	13	土	
8	14	日	
8	15	月	
8	16	火	
8	17	水	
8	18	木	
8	19	金	
8	20	土	
8	21	日	PTA合同作業
8	22	月	
8	23	火	
8	24	水	
8	25	木	
8	26	金	
8	27	土	
8	28	日	PTA合同作業(予備日)
8	29	月	
8	30	火	
8	31	水	
9	1	木	始業式
9	2	金	給食開始
9	3	土	
9	4	日	
9	5	月	
9	6	火	
9	7	水	
9	8	木	
9	9	金	
9	10	土	
9	11	日	
9	12	月	
9	13	火	
9	14	水	
9	15	木	
9	16	金	
9	17	土	
9	18	日	
9	19	月	(敬老の日)
9	20	火	
9	21	水	
9	22	木	
9	23	金	(秋分の日)運動会
9	24	土	運動会予備日
9	25	日	
9	26	月	振替休業日
9	27	火	
9	28	水	
9	29	木	
9	30	金	

※ 現時点での行事予定です。最新の情報は、HP・学校だより等により確認願います。

月	日	曜	行事予定
10	1	土	
10	2	日	
10	3	月	
10	4	火	
10	5	水	
10	6	木	
10	7	金	
10	8	土	
10	9	日	
10	10	月	(スポーツの日)
10	11	火	
10	12	水	
10	13	木	
10	14	金	
10	15	土	参観日(親子人権学習) PTA講演会
10	16	日	
10	17	月	振替休業日
10	18	火	
10	19	水	
10	20	木	
10	21	金	
10	22	土	
10	23	日	
10	24	月	
10	25	火	
10	26	水	
10	27	木	
10	28	金	修学旅行①
10	29	土	修学旅行②
10	30	日	
10	31	月	6年生振替休日
11	1	火	
11	2	水	
11	3	木	(文化の日)
11	4	金	
11	5	土	
11	6	日	
11	7	月	
11	8	火	
11	9	水	
11	10	木	
11	11	金	
11	12	土	
11	13	日	
11	14	月	
11	15	火	
11	16	水	
11	17	木	
11	18	金	音楽会児童鑑賞日
11	19	土	
11	20	日	
11	21	月	
11	22	火	
11	23	水	(勤労感謝の日)校内音楽会
11	24	木	振替休業日
11	25	金	
11	26	土	
11	27	日	
11	28	月	
11	29	火	
11	30	水	
12	1	木	
12	2	金	
12	3	土	
12	4	日	
12	5	月	
12	6	火	
12	7	水	
12	8	木	個別懇談①
12	9	金	個別懇談②
12	10	土	
12	11	日	
12	12	月	個別懇談③
12	13	火	個別懇談④
12	14	水	
12	15	木	
12	16	金	
12	17	土	
12	18	日	
12	19	月	
12	20	火	
12	21	水	
12	22	木	給食最終日
12	23	金	終業式
12	24	土	冬季休業日(~1/9)
12	25	日	
12	26	月	
12	27	火	
12	28	水	
12	29	木	
12	30	金	
12	31	土	

月	日	曜	行事予定
1	1	日	
1	2	月	
1	3	火	
1	4	水	
1	5	木	
1	6	金	
1	7	土	
1	8	日	
1	9	月	(成人の日)
1	10	火	始業式
1	11	水	給食開始
1	12	木	
1	13	金	
1	14	土	
1	15	日	
1	16	月	
1	17	火	防災訓練・追悼集会
1	18	水	
1	19	木	
1	20	金	
1	21	土	
1	22	日	
1	23	月	
1	24	火	
1	25	水	マラソン大会
1	26	木	
1	27	金	マラソン大会予備日
1	28	土	
1	29	日	
1	30	月	
1	31	火	
2	1	水	
2	2	木	
2	3	金	
2	4	土	
2	5	日	
2	6	月	
2	7	火	
2	8	水	
2	9	木	R5入学説明会(保護者)
2	10	金	
2	11	土	(建国記念の日)
2	12	日	
2	13	月	
2	14	火	
2	15	水	
2	16	木	
2	17	金	参観日
2	18	土	
2	19	日	
2	20	月	
2	21	火	
2	22	水	
2	23	木	(天皇誕生日)
2	24	金	
2	25	土	
2	26	日	
2	27	月	
2	28	火	
3	1	水	
3	2	木	
3	3	金	
3	4	土	
3	5	日	
3	6	月	
3	7	火	
3	8	水	
3	9	木	
3	10	金	
3	11	土	
3	12	日	
3	13	月	
3	14	火	
3	15	水	
3	16	木	
3	17	金	
3	18	土	
3	19	日	
3	20	月	
3	21	火	(春分の日)
3	22	水	給食最終日
3	23	木	卒業証書授与式
3	24	金	修了式
3	25	土	春季休業日(~4/6)
3	26	日	
3	27	月	
3	28	火	
3	29	水	
3	30	木	
3	31	金	